

## 平成 29 年度沖縄県農地中間管理事業実施状況に対する評価・意見

平成 30 年 6 月 26 日

公益財団法人沖縄県農業振興公社  
農地中間管理事業評価委員会

No.	評価項目	現 状	評価・意見等
(1)	借り受けた農地の面積と件数	<p>平成 26 年度 17.9ha ( 19 件)            平成 27 年度 107.5ha (128 件)            平成 28 年度 125.9ha (282 件)            平成 29 年度 118.6ha (248 件)</p> <p>これまでの実績は上記のとおりであるが、平成 29 年度事業実績は前年度と比較し、面積で 94%、件数で 88% の結果となった。面積ベースではほぼ前年並。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出し手からの農地確保が機構事業活用における起点となっているため、引き続き、市町村等関係機関と連携し、出し手対策に取り組んでいただきたい。</li> <li>・特に、離島市町村で実施している郷友会を活用した情報伝達による不在地主相談会開催（東京や那覇での開催）の取組は有効であると考える。評価すべき取組であるので、引き続き市町村農業委員会と連携をし、その活動を支援しつつ機構事業の活用へと繋げる必要がある。</li> </ul>
(2)	貸し付けた農地の面積と件数	<p>平成 26 年度 11.1ha ( 7 件)            平成 27 年度 13.8ha ( 28 件)            平成 28 年度 175.1ha (173 件)            平成 29 年度 135.1ha (263 件)</p> <p>これまでの実績は上記のとおりであるが、平成 29 年度事業実績は前年度と比較し、面積で 77%、件数で 152% の結果となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度に比べると平成 29 年度での転貸面積が縮小しております、取り組みの強化が必要である。</li> <li>一方、契約件数が 1.5 倍に伸びていることは担い手による機構事業の利用が増えている事を意味し、機構事業の地域への浸透が進んでいると言える。</li> <li>これまでの地道な事業 PR 活動がここに来て現れてきているものと評価する。</li> </ul>
(3)	担い手に貸し付けた農地の面積と件数	<p>平成 28 年度 131ha (128 件)            平成 29 年度 127ha (196 件)</p> <p>直近 2 カ年の担い手等に転貸した農地の実績は上記のとおりである。沖縄県で担い手と位置づけている者は、①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者、④今後これらの予定となる者としている。</p> <p>面積はほぼ横ばいであるが、担い手に転貸した件数は増加となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記と同様。</li> </ul>

No.	評価項目	現 状	評価・意見等
(4)	新規参入者に貸し付けた農地の面積と件数	平成 28 年度 8.8ha (17 件) 平成 29 年度 0ha (0 件) 直近 2 カ年の扱い手等に転貸した農地のうち新規参入者に転貸した実績は上記のとおりである。	・平成 29 年度での地域内における認定新規就農者への転貸実績は、平成 28 年度と比較して面積は同等ながら、経営体数は 2 倍以上の実績となった。(H28 : 12→H29 : 27) ・平成 29 年度における新規参入（企業）の実績はゼロであるが現在数件の調整案件があるとのことで、引き続き新規参入者への支援対応が必要と考える。
(5)	中間保有している農地の面積と件数	(借受年度別中間保有農地) 平成 27 年度 1.3ha ( 9 件) 平成 28 年度 6.3ha (18 件) 平成 29 年度 27.2ha (49 件) 平成 29 年度末の状況は上記のとおりである。 平成 29 年度末時点で中間保有する農地は転貸に向けて手続き途中の案件が多く含まれる。 また、平成 29 年度末で有効となる借受希望状況は延べ 1,325.0ha ( 同 1,128 人 ) となっており、前年度末時点とほぼ同じである。(前年度末 : 1,304.2ha、1,151 人)	・過年度に機構が借り受け中間保有する農地については、扱い手へ転貸するよう努めもらいたい。
(6)	農地中間管理事業の推進に関する取組状況	・平成 29 年 10 月に、農地中間管理機構と農業委員会ネットワーク機構による連携協定（農地集積・集約化推進に関する連携）を締結した。 農業委員会の組織強化により本格稼働する農地利用最適化推進委員の役割の 1 つに、遊休農地の解消がある。農業委員会との連携をする上で、機構による対応が求められる。 ・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用による農地の再生で機構は農地の貸借により関与している。	・扱い手への農地集積に向けて、機構として次の点について取り組む必要がないか検討してもらいたい。  (1)遊休農地や荒蕪地の再利用に向けて取り組む体制を整備する必要がないか。 機構は農地の貸し借りを行うとともに、耕作条件の整備等にも取り組む必要はないか。 機構の財政負担のハードルがあるかと思われるが、改善する手立てを検討してみてはどうか。

No.	評価項目	現 状	評価・意見等
(6)	農地中間管理事業の推進に関する取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大宜味村喜如嘉地区において、農地法に基づく所有者不明農地（遊休農地）の知事裁定を行い、認定新規就農者へ転貸する実績を挙げた。九州・沖縄地区において初の対応であった。</li>   <li>・機構事業の実績において、転貸の契約件数が前年比 1.5 倍となった。 地域においては、制度上の担い手では無くとも地域で活躍する農業者の存在があり（非担い手）、そのような農業者へ農地をいかに繋げるかの課題がある。</li> </ul>	<p>(2)相続未登記農地や所有者不明農地への取り組みも検討してもらいたい。 個別対応では無く、県の課題として取り組む必要がある。 これら農地の利用の方向とその課題の把握について検討が必要ではないか。</p> <p>(3)認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者など、機構事業における担い手の定義があるが、担い手の捉え方を幅広く捉え、人・農地プランで位置付けられた地域で育てたい人を支援する形にできないか。 現在、機構事業の制度開始 5 年後見直しについて検討していることであるが、国に対し、地域における担い手、地域農業にとってどういう仕組みであるとより活性化が期待できるのかをもっと提起すべきである。</p>
(7)	その他当該事業の推進に必要と思われる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の確保が困難とされる新規就農者が認定新規就農者であれば速やかに転貸先として選定しているが、担い手として位置付けられていない新規就農者等への転貸について課題となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業次世代人材投資事業」や「農の雇用事業」などを活用した就農希望者（研修生）等が農地を取得することへの支援にも取り組むべきではないか。</li> </ul>